

■ 区域指定案

- ・ 区 域
 - 1 世田谷区池尻四丁目（一部）、三宿二丁目（一部）の各地内
 - 2 豪徳寺駅周辺地区
 - 3 北沢三丁目、四丁目の各地内

の各区域

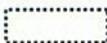
- ・ 指定理由
 - 1 本区域は狭あい道路が多く、木造住宅等が密集し、火災による延焼の危険性が高い。また、西側の都市計画道路を隔てた既に指定されている新たな防火規制区域に隣接し、近く広域避難場所が指定される予定区域があり、沿道両側の不燃化を促進する必要がある。このため、東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域指定に関する要綱（15都市建企第20号）第2の（4）避難場所及び避難道路並びにこれらの周辺等防災上火災を抑制する必要がある地域、また、（5）その他市街地の特性や周辺の状況により準ずると認められる地域として指定する。
 - 2 本区域は東京都震災予防条例第13条第2項第二号に規定する整備地域で、また同項第3号の重点整備地域を含む区域である。地区内は木造住宅等が密集し、火災による延焼の危険性が高く、市街地の特性から豪徳寺駅周辺地区として防災上の向上を目指し街づくりの取組み（豪徳寺駅周辺街づくり計画）を行なっている。このため、東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域指定に関する要綱（15都市建企第20号）第2の（5）その他市街地の特性や周辺の状況により、準ずると認められる地域として指定する。
 - 3 本区域は東京都震災予防条例第13条第2項第二号に規定する整備地域に該当し、狭あい道路が多く、木造住宅等が密集し、火災による延焼の危険性が高い。これまで地区計画等による市街地整備の取組みを行なってきたが、さらなる防災街づくり、不燃化を促進する必要がある地域として指定する。
- ・ 区域図 位置図、区域図等は別紙

位置図

池尻四丁目、三宿二丁目地区

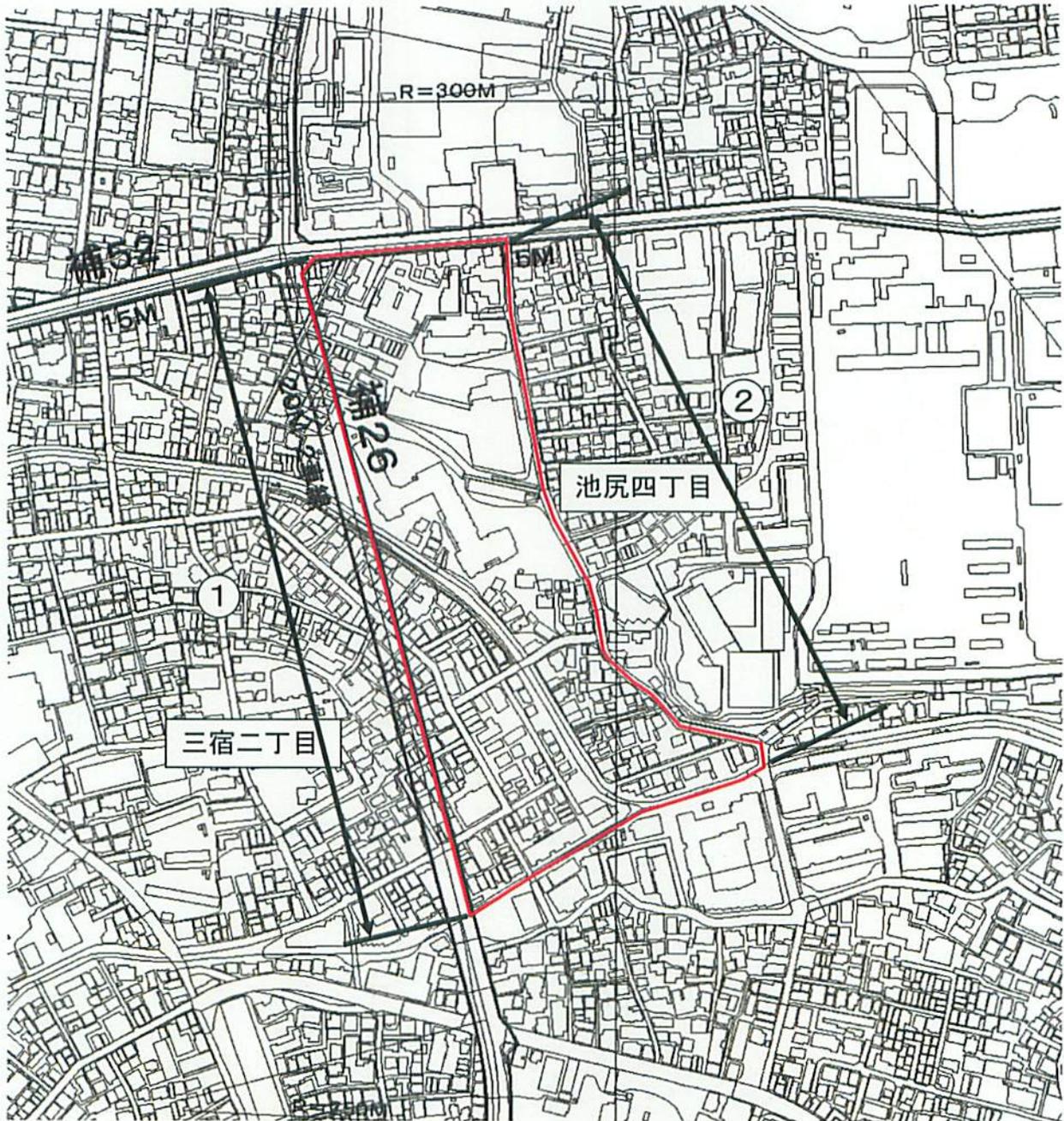


 今回東京都建築安全条例第7条の3第1項に規定する区域の指定を検討した区域

 東京都震災対策条例第13条第2項第2号に規定する整備地域

区域図

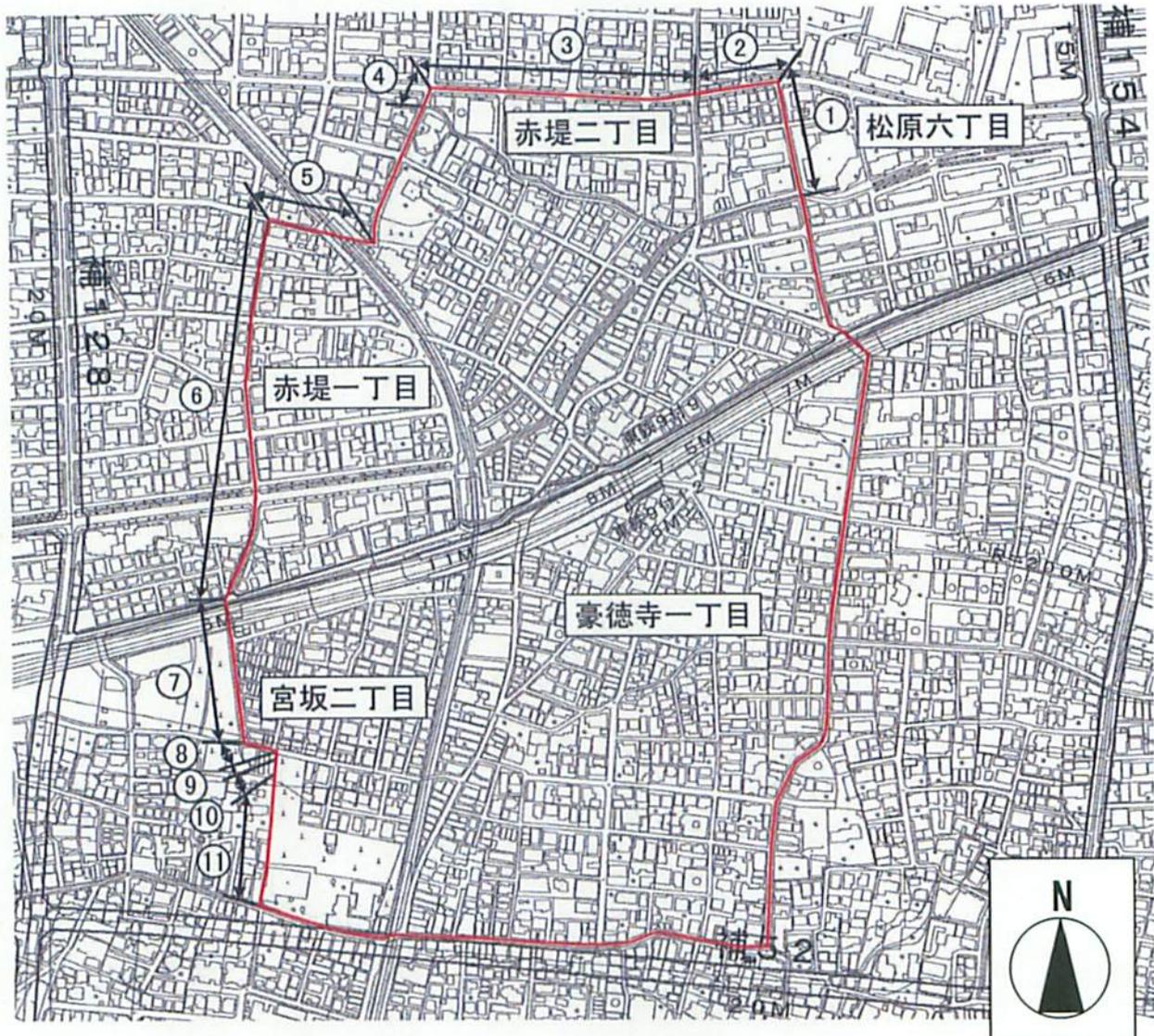
世田谷区 池尻四丁目（一部）、三宿二丁目（一部）の各地内



 指定区域	①の範囲	都市計画道路の東側の境界線	都市計画道路・補助26号線
	②の範囲	道路の中心線	特別区道12-C015
	その他の範囲	町丁目界	

区域図

世田谷区 豪徳寺一丁目、宮坂二丁目（一部）、赤堤一丁目（一部）、
赤堤二丁目（一部）、松原六丁目（一部） の各地内



 指定区域	①の範囲	道路の中心線	特別区道 21-C351
	②の範囲	道路の中心線	特別区道 21-A004
	③の範囲	道路の中心線	特例都道 427号瀬田貫井線
	④の範囲	道路の中心線	特別区道 21-C431
	⑤の範囲	道路の中心線及び その見通し線	特別区道 22-C379
	⑥の範囲	道路の中心線	特別区道 22-C020
	⑦の範囲	道路の中心線	特別区道 22-C017
	⑧の範囲	道路の中心線	特別区道 22-C012
	⑨の範囲	土地の境界線及び その見通し線	宮坂二丁目 2070番2と 同所 2083番2との境界
	⑩の範囲	土地の境界線	宮坂二丁目 2070番2と 同所 2083番1との境界
	⑪の範囲	土地の境界線及び その見通し線	宮坂二丁目 2070番2と 同所 2079番との境界
	その他の範囲	町丁目界	

①	道路の中心線	特別区道 21—C351
②	道路の中心線	特別区道 21—A004
③	道路の中心線	特例都道 427号瀬田貫井線
④	道路の中心線	特別区道 21—C431
⑤	道路の中心線及びその見通し線	特別区道 22—C379
⑥	道路の中心線	特別区道 22—C020
⑦	道路の中心線	特別区道 22—C017
⑧	道路の中心線	特別区道 22—C012
⑨	土地の境界線及びその見通し線	宮坂二丁目 2070番2 と同所 2083番2 との境界
⑩	土地の境界線	宮坂二丁目 2070番2 と同所 2083番1 との境界
⑪	土地の境界線及びその見通し線	宮坂二丁目 2070番2 と同所 2079番 との境界

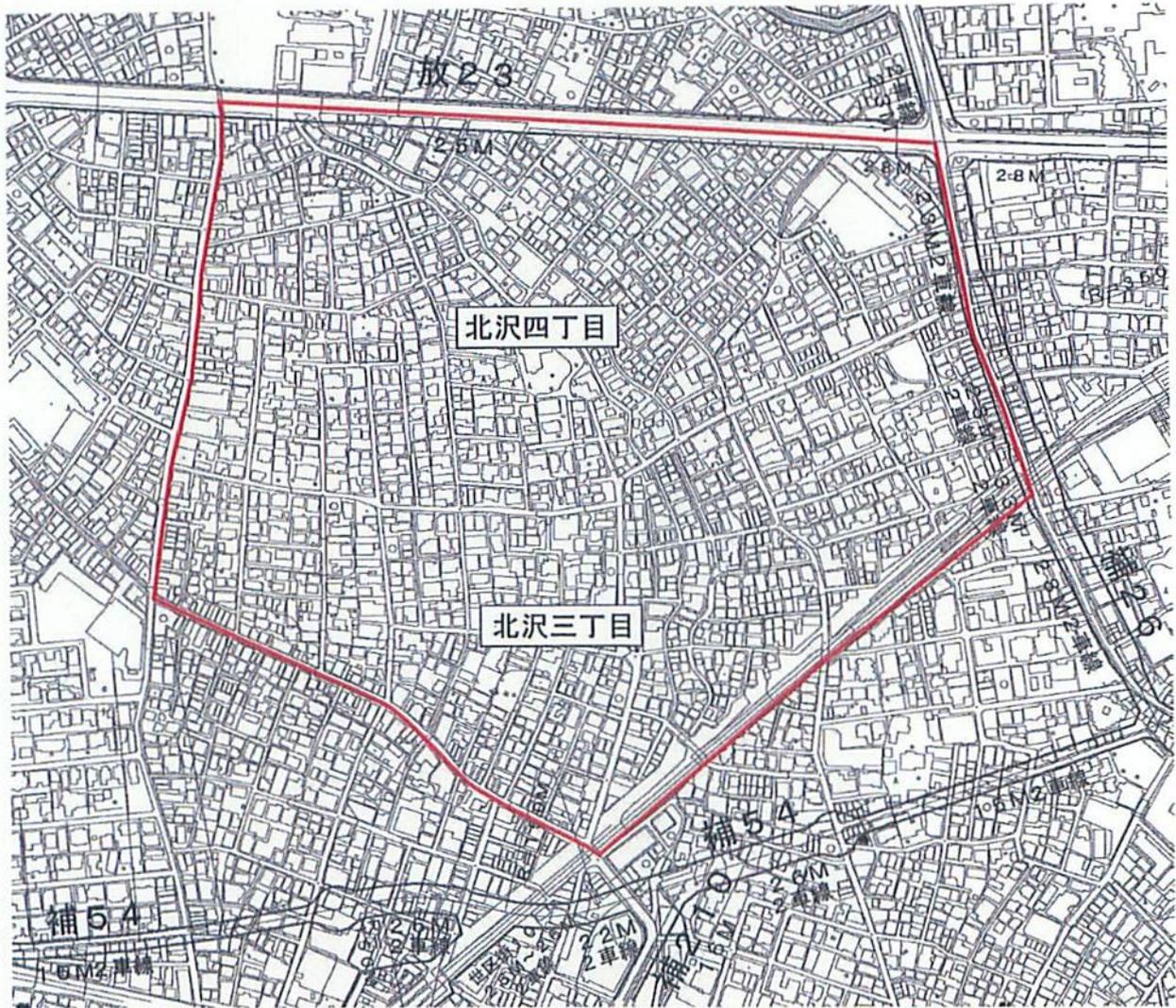
位置図



- 今回東京都建築安全条例第7条の3第1項に規定する区域の指定を検討した区域
- 東京都震災対策条例第13条第2項第2号に規定する整備地域

区域図

世田谷区 北沢三丁目、北沢四丁目 の各地内



	指定区域	全ての範囲	町丁目界	
---	------	-------	------	--